

福島県立高等学校学び直しへの支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高等学校等を中途退学した後再び福島県立高等学校（専攻科を除く。以下「県立高等学校」という。）で学び直す者に対して、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法立第18号。以下「法」という。）に基づく高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の支給期間である36月（定時制課程及び通信制課程においては48月）の経過後も、卒業までの間、継続して県立高等学校における教育に係る経済的負担の軽減をはかるため、福島県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が行う福島県立高等学校学び直しへの支援金（以下「学び直しへの支援金」という。）の支給について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高等学校等 法第2条に規定する高等学校等をいう。
- (2) 保護者等 法第3条第2項第3号に規定する者をいう。
- (3) 授業料等 県立高等学校全日制課程及び定時制課程の授業料並びに通信制課程の受講料をいう。

(支給対象者)

第3条 学び直しへの支援金の支給の対象となる者（以下「受給権者」という。）は、県立高等学校に在学する者のうち、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 日本国内に住所を有する者
- (2) 法第2条に規定する高等学校等（修学年限が3年未満のものを除く。）を卒業又は修了していない者
- (3) 法第3条第2項第2号に該当する者（法第3条第2項第2号に該当しない者であって、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号。以下「省令」という。）第7条第4項に規定する単位数の合計が74を超える者については本号を適用しない。）
- (4) 平成26年4月1日以降に高等学校等に入学した者（就学支援金に係る新制度の対象者（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）による改正後の法第5条に規定する就学支援金の受給権者であった者又は同法第3条第2項第3号に該当することにより就学支援金の受給資格の認定を受けなかった者（同号に該当することを予想し、就学支援金の受給資格の認定を申請しなかった者を含む。）をいう。）に限る。）
- (5) 法第2条に規定する高等学校等を退学したことがある者
- (6) 前各号のすべてに該当したときから、この要綱による学び直しへの支援金又は高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成26年4月1日文部科学大臣決定。以下「国交付要綱」という。）の定めるところにより交付された補助金により、各都道府

- 県若しくは本県以外の都道府県教育委員会が交付する補助金若しくは給付金の支給を通算して24月以上受けていない者
- (7) 保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者（法第3条第2項第3号に該当しない者）

(支給の期間及び金額)

第4条 学び直しへの支援金の支給期間は、最大で24月とする。

- 2 学び直しへの支援金の額は、法第6条の規定に基づき支給される就学支援金に相当する額とする。ただし、省令第7条第3項の年間の支給上限単位数（30単位）及び同条第4項の通算の支給上限単位数（74単位）に関する規定は適用しない。
- 3 前項の規定において、通信制課程の受講料については、支給限度額は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号。以下「政令」という。）第3条第4項に規定する定額授業料の場合の支給限度額と同じ額とし、省令第7条第2項の1単位当たりの支給限度額に関する規定は適用しない。

(代理受領等)

- 第5条 県教育委員会は、受給権者に支給すべき学び直しへの支援金を当該受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てるものとする。この場合においては、当該受給権者に対し、学び直しへの支援金の支給があったものとみなす。
- 2 学び直しへの支援金の支給前に当該受給権者の授業料等が納付されている場合は、当該学び直しへの支援金に相当する額を当該受給権者に支給するものとする。

(受給資格の認定)

- 第6条 学び直しへの支援金の支給を受けようとする者は、様式第1号による受給資格認定申請書（以下「認定申請書」という。）に保護者等の市町村民税所得割額を証明する書類（以下「課税証明書等」という。）を添えて、県立高等学校長（以下「学校長」という。）を通じて県教育委員会に申請し、その認定を受けなければならない。
- 2 県教育委員会は、前項の規定による認定をしたとき又はしなかったときは、その旨を学校長を通じて当該申請を行った者に対し通知しなければならない。

(収入状況の届出等)

- 第7条 受給権者は、毎年度、県教育委員会が定める日までに、様式第1号による収入状況届出書に課税証明書等を添えて、学校長を通じて県教育委員会に届出なければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、受給権者は、保護者等について変更の事由が生じたときは、速やかに収入状況届書等（様式第1号による収入状況届出書に課税証明書等を添付したものをいう。以下同じ。）を学校長を通じて県教育委員会に届出なければならない。
- 3 県教育委員会は、前2項の規定による届出があった場合において、当該届出を行った者が第3条第7号に該当しないと認めたときは、その旨を学校長を通じて当該届出を行った者に対し通知しなければならない。

4 県教育委員会は、受給権者が第1項に規定する収入状況届出書を提出しないときは、学び直しへの支援金の支給を差し止めることができる。

(支給の額の通知)

第8条 県教育委員会は、第6条第1項の規定による受給資格の認定を決定したとき並びに前条第1項及び第2項の規定による収入状況届出者一覧により支給要件を満たすことを確認したときは、当該受給権者の学び直しへの支援金の支給額を決定し、学校長を通じて受給権者に通知するものとする。

2 前項の規定において、当該年度の翌年度の4月から6月までの支給額については、予定額として通知するものとする。

(受給資格の消滅)

第9条 学校長は、受給権者の受給資格が消滅したときは、その旨を県教育委員会に届け出なければならない。

2 県教育委員会は、前項の規定による届出を受けたときは、受給資格の消滅について学校長を通じて当該受給権者であった者に対し通知しなければならない。

(課税証明書等の省略)

第10条 第6条第1項に規定する申請並びに第7条第1項及び第2項に規定する届出を行う場合の課税証明書等の添付は、本要綱及び就学支援金の受給手続に伴い、既に直近の課税証明書等を提出している場合は、省略することができる。

(支給停止等)

第11条 受給権者は、在学する県立高等学校を休学した場合において、様式第2号による支給停止申出書を学校長を通じて県教育委員会に提出し、学び直しへの支援金の支給の停止を申し出ることができる。

2 前項の申出を行った受給権者が、前項に規定する場合に該当しなくなったときは、様式第3号による支給再開申出書に、収入状況届出書等を添付して、学校長を通じて県教育委員会に提出しなければならない。ただし、第7条第1項又は第2項の規定により、既に収入状況届出書等を提出している場合にあっては、当該申出書のみを提出すれば足りるものとする。

3 県教育委員会は、前2項の申出により、学び直しへの支援金の支給を一時停止したとき又は再開したときは、学校長を通じて当該受給権者に通知しなければならない。

4 前3項の規定により当該月にかかる学び直しへの支援金の支給が停止された月は、第3条第6号及び第4条第1項の期間の算定からは除くものとする。

(支給実績証明書)

第12条 学び直しへの支援金の受給権者又は受給権者であった者は、学び直しへの支援金の支給実績証明書の発行を様式第4号により学校長に申請することができる。

2 学校長は、前項の規定に基づく申請があった場合には、学び直しへの支援金支給実績を証明

する書類を発行し、申請を行った者に交付しなければならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、学び直しへの支援金の支給に関して必要な事項は、県教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年3月19日から施行し、平成26年度の事業から適用する。